特定建設作業

~実施届出の手引き~



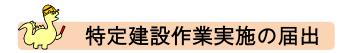


·目 次



■特定建設作業実施の届出······· 届出書の記入例 ····································	
届出書の添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
■建設工事に関する留意事項	6
■指定建設作業について	6
■石綿(アスベスト)工事の届出について	7
■特定建設作業及び指定建設作業に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
■規制のあらまし	1
■その他関連する窓口 ・・・・・・・・・ 1	1

※ このパンフレットは品川区用に作成したものであり、区外においては一部内容が異なる場合があります。



騒音規制法・振動規制法の特定建設作業を伴う建設工事を行う場合、作業実施届出が必要です。 ただし、作業が1日で終了するものについては届出不要です。

1. 適用される地域

区内全域(ただし、東品川5丁目1番~8番、10番、八潮1丁目1番~2番、八潮2丁目1番~10番、東八潮を除きます。)

2. 対象作業

〇印…要届出, 一印…届出不要

		安油山,一口	г шшгу	
	騒 音	振動		
4	規制法	規制法		
	くい打ち・くい抜き機	0	0	
くい打ち・くい抜き機 を使用する作業	アースオーガー併用くい打ち機	_	0	
	圧入式くい打ちくい抜き機・現場造成杭			
びょう打ち機を使用する	o作業	0	_	
さく岩機を使用する作	ジャイアントブレーカー (1日あたり移動距離が 50m 以下の作業のみ)	0	0	
業	ハンドブレーカー・電動ピック・電動式ブレーカー (1日あたり移動距離が 50m 以下の作業のみ)	0	1	
油圧式粉砕機(ニブラ、	クラッシャーなど)を使用する作業	_	_	
空気圧縮機(定格出力 1 (電動式・さく岩機用は	0	_		
コンクリートプラント(混練容量 0.45m³以上)又はアスファルトプラント(混練重量 200kg 以上)を設けて行う作業 〇 一 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)				
バックホウ(原動機定格出力 80kW 以上)を使用する作業 (低騒音型を除く)				
トラクターショベル(原動機定格出力 70kW 以上)を使用する作業 (低騒音型を除く) —				
ブルドーザー(原動機定格出力 40kW 以上)を使用する作業 (低騒音型を除く)				
鋼球を使用して建築物で	_	0		
舗装版破砕機を使用する作業(1 日あたり移動距離が 50m以下の作業のみ) — ○				

[※]低騒音型の指定を受けた機種は、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/)をご覧ください。

[※]重機(バックホウ等)のアタッチメントとしてブレーカーユニットを装着したものは、ジャイアントブレーカーとして扱います。

3. 届出をする人

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請事業者の方

4. 届出期限

特定建設作業の開始の7日前まで

(例)

「7日前までに提出」とは、届出の日及び作業の開始日を含みません。例えば4月11日から特定建設作業を開始する場合、4月3日までに届出書を提出することを言います。

※7日前が土曜・日曜・祝日の場合にはその前日が届出提出期限になります。

	4月						届出提出期限	
Ш	月	火	7k	*	金	土		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		7日前
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		特定建設作業開始日
29	30						'	

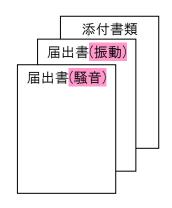
5. 届出先

品川区 環境課 指導調査係 (品川区役所本庁舎6階)

6. 届出書類

下記の書類を2部(正本・副本)提出します。

- ※ 特定建設作業の**種類ごと**に提出。
 - A) 特定建設作業実施届出書(記入例 P3~4 参照)
 - B) 添付書類(添付書類例 P5参照)
 - (ア)当該建設作業の現場周辺地図
 - (イ)工程表(工事全体の概要を示した工程表で特定建設作業の工程を明示したもの)
 - (ウ)道路使用許可書の写し等(夜間、日曜等に作業することが、他法令等により条件付けられた場合の許可書等の写しで、日・時間等の適用除外条件の項目が明記されたもの)
 - ※ 騒音規制法と振動規制法の両方が対象になる作業で、建設工事の名称及び実施の期間が重複する場合、重複する部分の添付書類上記(ア)から(ウ)を片方省略できます。





A) 特定建設作業実施届出書の記入例

出ます。 建設工事の名称 建設工事の日的に係る協設	特定建設作業実施届出書 (全) (全所 品川区広町〇-〇-〇 日本 日
特定建設作業を実施するので 出ます。 建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	令和3 年 4 月 1 日 届出者 住所 品川区広町○-○-○ 氏名又は名称及び住所並びに法人に
特定建設作業を実施するので 出ます。 建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 氏名等 (大名等
出ます。 建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	氏名又は名称及が住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 氏名等
出ます。 建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	氏名等
出ます。 建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	□□ビル解体工事
出ます。 建設工事の名称 建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	□□ビル解体工事
建設工事の目的に係る施設または工作物の種類	
建設工事の目的に係る施設 または工作物の種類	
	共同住宅 鉄筋コンクリート造 地上5階建て
4 】 特定建設15条の建筑	1 . くい打、くい技作業 2 . さく岩機作業 (①) 3 . 空気圧縮機作業 4 . その他 ()
	(工事種類: 1.建設 2.解体 3.改修 4.その他) 1.バイブロ式くい打・くい技機 (
	② .ハンドブレーカー (<mark>2台</mark>)
規制法施行令別表第2に規定す る機械の名称、形式および仕様	3 .ジャイアントプレーカー () 4 .空気圧縮機 (さく岩機の動力源として使用する場合を除く) () 5 .その他 (機械名記入) ()
特定建設作業の場所	品川区 豊町 口丁目 口番 口口号
5 特定建設作業の実施の期間	自 令和3 年 4 月 12 日 至 令和3 年 4 月 23 日
特定建設作業の 開始及び終了の時刻	作業開始 作業終了 作業日 実働時間 自 9 時 至 17 10 日 7 時間 日曜、祝日を除く 1日あたり
騒音の防止の方法	1.低騒音型機器の使用 2.防音パネル・防音シートの設置 3.使用時間・台数を最小限にする 4.機械・車両を丁寧・慎重に操作・運転する 1. が日を終く 1. 日のにり 3. 作業位置を工夫する 3. 工程、作業内容を周辺住民に 事前に説明する 7. その他()
いった。マルスの供事業の氏々	品川区大崎×-×-×× 株式会社×××不動産
	代表取締役 東京 太郎 電話番号 ××-×××-××× 作業所長 品川 太郎
9 連絡場所	電話番号 △△-△△△-△△△
は、当下請負人の氏名又は名称及び住所	東京都◇◇市◇◇町◇ - ◇ - ◇ ◇ 株式会社◇◇◇◇ 工務店 代表取締役 広町 太郎 電話番号 ◇ - ◇ - ◇ - ◇ - ◇ - ◇
下請負人が特定建設作業を実施する場合	同上
は、当下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
	受付印
※受理年月日	
※審査結果	
こう フルボル また	 行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。 騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間の概	欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。 の時刻の欄の記載にあたつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとに と。

① 届出日

特定建設作業を開始する日の7日前(届出日と作業開始日を含まず中7日前)までに提出。

② 届出者

元請事業者の代表権を持つ者(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)。

③ 建設工事の名称

具体的な名称で記入。

④ 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類は1つだけ〇印をつける。**2種類以上の場合は、種類ごとに届出を提出**。 **建築物等を解体・改修等する場合、石綿使用の有無について事前調査が必要です。**(P7参照)

⑤ 特定建設作業の場所

地番ではなく住居表示で、できるだけ詳しく記入。

⑥ 特定建設作業の実施の期間

届出作業の全期間の延べ日数を記入。

(道路工事等で夜間や休日に工事を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可書等の写しを添付してください。→P5下参照)

届出期間の目安は最大 180 日です。

作業期間の延長は改めて特定建設作業を開始する7日前までに届出が必要です。

⑦ 作業日

実際に作業を行う日数を記入。

⑧ 発注者の氏名及び住所

発注者(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)は施主を記入。

⑨ 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所

元請事業者の現場責任者の氏名及び連絡場所を記入。

⑩ 下請人氏名及び住所

下請けに出す場合は、必ず下請負人の氏名又は名称(法人にあってはその代表者の氏名)、住所を記入。

※注意:消えるボールペン等は使用しないでください。

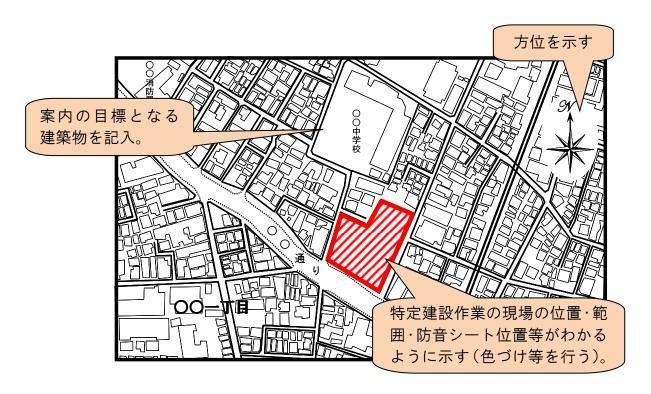
※特定建設作業実施届出書は品川区ホームページからダウンロードできます。

URL: http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

B) 届出書の添付書類

(ア)現場周辺地図

市販の住宅地図等は著作権法の著作物に該当するため、著作権者の許可のない複製物は使用できません。著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付してください。



(イ)工事工程表

工事工程表 4月



特定建設作業部分をマーカー等で色付けし、わかりやすく示す。

(ウ)その他(必要に応じて添付)

道路工事等で夜間や休日に特定建設作業に該当する工事を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可書等の写しを添付してください。

7 mg

建設工事に関する留意事項

●周辺の状況調査

- ・法令上の用途地域を確認する。
- ・住宅の構造、塀などの状況を調査する。

● 騒音・振動レベルの低い建設機械及び施工方法の採用

- ・防音型コンプレッサーや超低騒音型バックホウ等を使用する。
- ・杭打作業では、現場造成杭、圧入工法、オーガー併用等を行う。
- ・解体作業では、油圧式破砕機を使用する(スプリッター工法)等。
- ・重機・車両を騒音・振動がより小さくなるように作業する。

● 十分な騒音・振動対策

・工事現場周囲に防音パネル、防音シート等の措置を行う。

● 作業工程・時間

- ・工期に余裕を持たせ、作業工程に無理の無いようにする。
- ・特定建設作業以外の作業についても騒音・振動対策に配慮し、日曜・祝日の作業、夜間作業を避 ける。

● 作業車の運行

- ・大型車の通行経路、時間に気をつける。
- ・使用台数を最小限にする。
- ・建設機械の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努める。

● 近隣への説明

・現場付近の住民の理解を得るよう、事前に周知する。(苦情の未然防止のために大切です)

● 苦情発生時の迅速・丁寧な対応

・住民からの苦情が発生した場合は迅速かつ丁寧に対応する。

その他の注意事項

- ・解体作業時は散水等を行い、ほこりが立たないように努める。
- ・鉄骨及び鉄パイプ等の建築資材の落下音を抑える。
- ・工事車両の出入りによる道路の汚れに注意する。
- · 営業 · 日常生活の妨害にならないよう配慮する。

Time?

指定建設作業について

- 東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」)により指定建設作業について規制基準が定められています。これは特定建設作業と同様に、大きな騒音や振動を発する建設工事等を規制するものです。
- 届出は必要ありませんが、規制基準を守って作業してください。指定建設作業の規制基準は、騒音・振動ともに特定建設作業の規制基準よりおおむね5dB厳しくなっています。

石綿(アスベスト)工事の届出について

建築物等の解体・改造・補修作業を伴う建設工事は、規模等に関わらず石綿の事前調査を実施してください。この事前調査は石綿に関し一定の知見を有する者が実施することが望ましく、その記録の写しを現地に備え付け、また調査結果等を現地に掲示する必要があります。<u>今和4年度からは事前調査結果を区へ報告する制度が始まりますのでご注意ください。</u>

石綿含有の吹付け材や保温材等(レベル1, 2に区分されるもの)がある場合は、大気汚染防止法と環境確保条例に基づき事前の届出を行い、石綿飛散防止対策を実施することが定められています。 ※ 区では、アスベスト対策事業 (分析調査・除去助成、石綿等使用状況調査) を実施しております。(詳細はお問い合わせください。)

1. 届出対象

石綿を 0.1%以上含有する特定建築材料(レベル1, 2に区分されるもの)が使用されているすべての建築物・工作物の解体等工事を行う際は、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出が必要です。

このうち、以下の解体等工事については、環境確保条例第 124 条第 1 項の規定による<u>石綿飛散防止</u> 方法等計画の届出も必要です。

- (1)建築物等の壁面、天井その他の部分(鉄骨・梁・柱などを含む。)に使用されている石綿含 有の吹付け材の面積が 15m²以上あるもの。
- (2)延べ面積または築造面積 500m²以上の建築物・工作物のうち、石綿含有の吹付け材又は保温 材等を使用しているもの。

2. 届出者

解体等工事を行う発注者の方

3. 届出期限

大気汚染防止法及び環境確保条例ともに対象工事を開始する 14 日前まで

4. 届出先

品川区 環境課 指導調査係

5. 石綿含有成形板 (レベル3)・石綿含有仕上塗材の除去について (届出は必要ありません。)

原則として当該石綿含有成形板を破砕しない方法で除去してください。

除去時のポイントは、湿潤化させること。(2)破砕しない方法で除去すること。(3)作業箇所に適した養生を行うこと。(4)作業者は、呼吸用保護具、専用の作業衣(保護衣)を着用すること。(5)散水を行う場合は、石綿含有排水の適正な処理を行うこと。

なお、けい酸カルシウム板 1 種を切断等する場合には隔離養生(負圧不要)を行ってください。 石綿含有仕上塗材については、原則として湿潤化し、可能な限り粉じんの発生しない、又はより発 生量の少ない工法を選定してください。電動工具を用いる工法については隔離養生(負圧不要)が 必要です。

※ 詳細は、環境省作成の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」及び東京都環境局作成の「アスベスト成形板対策マニュアル」を参照。

6. 石綿含有建材の事前調査結果に関する掲示板について

大気汚染防止法では、解体等工事受注者(元請事業者)は石綿含有建材の事前調査結果について、 公衆の見やすい場所に掲示板を設置することが義務付けられています。

石綿含有成形板が使用されている場合や石綿が使用されていない場合でも事前調査結果の掲示が必要です。(平成 18 年 9 月 1 日以後に新築・改造又は増築工事に着手した部分についてはその旨を記載します(この場合のみ書面調査で事前調査を終了できます))

■掲示内容

- 事前調査の結果
- ・解体等工事の元請事業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・調査、分析を行った者の氏名又は名称及び住所
- ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の 部分における特定建築材料の種類
- ※石綿障害予防規則等の掲示板と兼ねても構いませんが、上記の必要事項を記載してください。
- ※吹付け材、保温材等の場合は、大気汚染防止法・環境確保条例に基づく届出を行った旨等を記載した届出事項等の掲示が必要です。

■事前調査結果の掲示例

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例

※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm (A3サイズ)以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 令和3年度用 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び 建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。 事業場の名称: 〇〇〇〇解体工事作業所 調査終了 月 0000年00月00日 発注者等(大気汚染防止法による届出者) 年00月0 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 看 惠 期 00年00月00日 年00月00日 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 調査方法の概要(調査個所) 住所 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 東京都〇〇区〇一〇一〇 【調査箇所】建築物全体(1階~3階) 元請業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類) 【石綿含有あり】 東京都〇〇区〇一〇一〇 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 現場責任者氏名 〇〇 〇〇 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 連絡場所 TEL 03-××××-×× 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ 調査者(分析等の実施者) その他の建材④⑤ 氏名又は名称 【事前調査・試料採取を実施した者】 石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 除去・その他 住所:東京都〇〇区〇〇一〇〇 【分析を実施した者】 ②〇〇環境分析センター 養牛(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 特定粉じんの排出または飛散の抑制方法 住所:埼玉県〇〇市〇〇 石綿含有仕上塗材 (例)剥離刺併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行 その他必要な事項 倜査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された ○数字は、以下を判断根拠を表す ·湿潤用薬液: 0000 ·固化用薬液: 0000 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 |使用する資材及びその種類| ・養生用シート(厚さ: 床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等 ⑤材料の製造年月日 備考:その他の条例等の届出年月日 「の事前周知に関する指導要綱(○○○○年 ○月 ○日届出)

2021年3月更新

※この他の記入例は品川区ホームページ(URL: http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/)にてご確認ください。



特定建設作業及び指定建設作業に係る基準

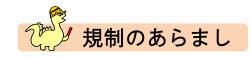
内容	種類	くい打設作業	びょう打ち作業	破砕作業	掘削作業		
卟 數	特定建設作業	くいおけく。)、はは、いかは、いかないないない。)、くいのでは、いいのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(※1)	バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上)を使用する作業、トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上)を使用する作業、ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)(※2)		
百	基準値			85dB			
	指定建設作業	穿孔機を使用するくい打設作業 のように対象	インパクトレン チを使用する作 業	コンクリートカッ ターを使用する作 業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)		
	基準値			80dB			
振動	特定建設作業	くいな機(もないくくをくいくのな機(ものなどの)をしていいないがいがられば、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		ブレーカー(手持 ち式を除く。)を使 用する作業(※1)			
動	基準値			75dB			
	指定建設作業	圧入式くい打機、 油圧式くい抜機 を使用する作業 又は穿孔機を使 用するくい打設 作業		ブレーカー以外の さく岩機を使用す る作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)		
	基準値	70dB					

制限項目	地域別	規制内容	適用除外項目
	1 号区域	午前7時~午後7時 (午前7時~午後9時(※4))	1234
作未时间 【	2 号区域	午前 6 時~午後 10 時 (午前 6 時~午後 11 時(※4))	1234
1日における延作	1 号区域	10 時間以内	
業時間	2 号区域	14 時間以内	10
同一場所におけ	1 号区域	6 日以内	12
る連続作業時間	2 号区域		
日曜・休日におけ	1号区域	木木 , L	12345
る作業	2 号区域	禁止	12345

- ※1)作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超え ない作業に限る。
- ※2)低騒音型建設機械の指定を受けた機種は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/)からご確認ください。
- ※3)作業地点が連続的に移動する作業に当たっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えな い作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。
- ※4) 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合のコンクリートミキサーを使用するコンクリートの搬入作業。

		1711にいる場合のコングリー	11 - 11 11 - 11 11 - 11 - 11 - 11	
空気圧縮機を 使用する作業	締固め作業	コンクリートプラント等及び コンクリートプラント搬入作業	│ はつり作業及び │ コンクリート仕上げ作業	建築物の解体・破壊作業
空気圧縮機(電動		コンクリートプラント		
機以外の原動機		「混練機の混練容量が		
を用いるもので、		(近隣版の近隣谷里が 0.45m ³ 以上) 又はアスフ		
原動機の定格出				
力が 15kW 以上)		アルトプラント(混練機の温気を見ば、2001年以		
を使用する作業		の混練重量が 200kg 以		
(さく岩機の動		上)を設けて行う作業(モ		
力として使用す		ルタルを製造するために		
る作業を除く。)		コンクリートプラントを		
		設けて行う作業を除く。)		
		85dB		
	振動ローラー、タイ	コンクリートミキサー車	原動機を使用する	動力、火薬又は鋼球を使
	ヤローラー、ロード	を使用するコンクリート	はつり作業及びコ	用して建築物その他の工
	ローラー、振動プレ	の搬入作業	ンクリート仕上げ	作物を解体し、又は破壊
	ート、振動ランマそ		作業(さく岩機を	する作業 (※3)
	の他これらに類す		使用する作業を除	
	る締固め機械を使		(。)	
	用する作業(※1)			
		80dB		85dB
	K		<u> </u>	
				鋼球を使用して建築物そ
				鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する
				鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業
				鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業 舗装版破砕機を使用する
				鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業
				鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業 舗装版破砕機を使用する
				鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2)
空気圧縮機(電動	振動ローラー々	75dB		鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2)
空気圧縮機(電動機) 様以外の原動機	振動ローラー、タイヤローラー			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使
機以外の原動機	イヤローラー、ロ			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他のエ
機以外の原動機 を用いるもので、	イヤローラー、ロ ードローラー、振			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊
機以外の原動機 を用いるもので、 原動機の定格出	イヤローラー、ロ ードローラー、振 動プレート、振動			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他のエ
機以外の原動機 を用いるもので、 原動機の定格出 力が 15kW 以上)	イヤローラー、ロ ードローラー、振 動プレート、振動 ランマその他これ			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊
機以外の原動機 を用いるもので、 原動機の定格出	イヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動 ランマその他これらに類する締固め			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊
機以外の原動機 を用いるもので、 原動機の定格出 力が15kW以上) を使用する作業 (さく岩機の動	イヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動 ランマその他これらに類する締固め 機械を使用する作			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊
機以外の原動機 を用いるもので、 原動機の定格出 力が15kW以上) を使用する作業	イヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動 ランマその他これらに類する締固め			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊
機以外の原動機 を用いるもので、 原動機の定格出) を使用する作業 (さくして使用す	イヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動 ランマその他これらに類する締固め 機械を使用する作			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※2) 85dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊

適用除外の要件	1 号区域・2 号区域について				
①災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合	1号区域とは、2号区域以外の地域を示す。				
②人の生命、身体の危険防止作業					
③鉄道の正常運行確保に必要な場合	2 号区域とは、工業地域のうち学校・病院等				
④道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が	からおよそ 80m 以上離れている区域を示す。				
夜間(休日)指定の場合					
⑤変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合	品川区内は多くが 1 号区域です。				



	騒音規制法·振動規制法	環境確保条例
規制内容	前頁のとおり(作業を開始した日に終わる建設作業には適用され	ません)。
適用地域	区内全域(東品川5丁目1番~8番、10番、八潮1丁目1番~2番、東八潮を除きます。)	*番、八潮 2 丁目 1 番~10
届出	特定建設作業の開始日の7日前までに届出なければなりません。法14条	届出制度はありません。
改善勧告 改善命令	騒音・振動が前ページの表に掲げる基準に適合せず、周辺の生活すると認められる場合は、騒音または振動の防止の方法を改善し、表時間の短縮を勧告または命令されることがあります。 法 15条	
報告検査	工事施工者に対して、必要な報告を求めることができます。 また、関係職員が立ち入り、検査や指導をすることができます。 法 20 条	条例 152、155 条
罰則	届出義務違反(法律のみ改善命令違反)、報告や検査を拒む等のす。 法31、32、33条	場合、罰則の適用がありま 条例 158、161、163 条



その他関連する窓口

	建築課	監察担当
建設リサイクル法による届出		電話:03-5742-6771
品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指	住宅課	開発指導担当
導要綱		電話:03-5742-6926
石綿飛散防止方法等計画届出書	環境課	指導調査係
特定粉じん排出等作業実施届出書		電話:03-5742-6751









「特定建設作業実施届出の手引き」 平成24年2月作成 令和3年4月改訂

品川区環境課 指導調査係

品 川 区 広 町 2-1-36

電話(直通): 03-5742-6751 ファックス: 03-5742-6853 ホームページ: http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/